

社会福祉法人華翔会  
居宅介護支援事業所南二日町  
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人華翔会が開設する居宅介護支援事業所南二日町（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮するものとする。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮するものとする。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- (4) 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 居宅介護支援事業所南二日町
- (2) 所在地 静岡県三島市南二日町5番41号

(通常の事業の実施地域)

第4条 通常の事業の実施地域は、三島市、函南町、長泉町、清水町、沼津市（大平・大岡）とする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・兼務）

事業所には主任介護支援専門員である管理者を置く。

管理者は、事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 介護支援専門員 1名以上(常勤・兼務)

介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス事業者等との連絡調整、介護保険施設の紹介等行う。

- (3) 事務職員(併設施設内の職務と兼務) 1名

(サービス提供日及び時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日  
但し、12月30日～1月3日を除く
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
- (3) 電話及びファックス等により、24時間連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 居宅介護支援の提供は、利用者等からの依頼に基づき行うこととし、居宅介護支援の提供開始に際し、当該利用者に対し、運営規程の概要及び利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得た上で行うものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所は、事業所内相談室又は利用者の居宅等とする。
- (2) サービス担当者会議の開催場所は、事業所又は利用者の居宅等とする。

(居宅介護支援の内容及び利用料)

第8条 居宅介護支援の内容は次のとおりとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準額(介護報酬告示)とする。法定代理受領サービスであるときは、利用者から利用料を徴さない。

なお厚生労働大臣が定める基準額(介護報酬告示)は事業所の見やすい場所に掲示する。

- (1) 居宅サービス計画の作成・交付
- ①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行うものとし、利用者の主体的な参加が重要であることを十分説明して理解を得る。
- ②介護支援専門員は利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握について、課題分析標準項目を取り入れたアセスメントツールを用いて分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画原案を作成する。なお、作成に当たっては当該地域におけ

る指定居宅サービス事業者に関するサービス内容等の情報を提供し、利用者によるサービスの選択を求める。

③サービス担当者会議を開催し、作成した居宅サービス計画原案について、多職種からの専門的な意見をまとめ、利用者と家族に説明し同意を得たうえで利用者、担当者に交付する。

④居宅サービス計画の実施状況を把握するため、少なくとも一ヶ月に一回利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接するとともに、モニタリングを行い、結果を記録する。

(2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整、介護保険施設の紹介

介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求め、状況に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、または利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

(3) 通常の事業の実施地域以外の地区に居住する利用者で、事業所の居宅介護支援を利用される場合は、居宅介護支援の提供に際し1km×¥50の交通費を徴収することとする。

(その他運営に関する重要事項)

第9条 事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後一ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

(3) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(4) 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(5) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人華翔会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(感染症予防の取組み)

第10条 事業所は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

- (1) 虐待防止に関する担当者を設置する。
- (2) サービス提供中に、該当事業者従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人格を尊重し、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

- (1) 事業所は、身体拘束、その他の行為制限がやむを得ず行われた場合には、その必要性や代替え手段について関係事業所と連携し、利用者及び家族に対する説明にあたる。
- (2) 事業所は、身体拘束防止に向けた取り組みを推進し、必要に応じて職員への研修・周知を行う。

(ハラスメント防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、業務上に範囲において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため指針の整備を行うとともに、研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(個人情報保護に関する事項)

第14条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報保護に関して関連法規やガイドラインを厳守する。

- (1) 事業所は、個人情報に関する規定を設け、個人情報の取得・利用、個人情報の第三者提供、個人情報の安全な管理について適正に行う。

(業務継続計画のための設置に関する事項)

第15条 事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生に関する事項)

第16条 介護支援専門員は訪問に際し、事故発生した場合、事実確認し、速やかに手順に沿って対応しなければならない。

(苦情受付のための設置に関する事項)

第17条 事業所及び居宅サービス事業者等に対するご相談や苦情は以下の専用窓口で受け付けます。その際、次の事項を書面に記入し、苦情申出人に確認する。

(内容、希望、第三者委員への報告の要否、第三者委員の話し合いへの立ち合い要否等)

附則 この規程は、平成27年7月1日から施行する。

この規程は、平成27年7月29日から施行する。

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年10月1日から施行する。